

だい きよいちちょうしょう しゃけいかく しょう ふくしけいかく
第6期余市町障がい者計画・障がい福祉計画

およ
及び

だい きよいちちょうしょう じ ふくしけいかく
第2期余市町障がい児福祉計画

そ あん
(素 案)

れいわ ねん がつ
令和3年 月

ほっかいどう よいちちょう
北海道・余市町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 人口構造	3
2 障がいのある人の状況	5
(1) 手帳所持者数	5
(2) 手帳等級別割合の推移	5
(3) 障害支援区分別の認定者数	7
3 障がいのある人を取り巻く課題	8
(1) 障がいのある人への理解について	8
(2) 社会的自立について	8
(3) 情報提供・相談体制について	9
(4) 総合的なサービスについて	9
(5) 障がい者の利用に配慮した生活環境等の整備について	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	11
2 基本施策	12
基本目標Ⅰ 理解と交流の促進	12
基本目標Ⅱ 生活環境の整備	14
基本目標Ⅲ 福祉・保健・医療サービスの充実	16
基本目標Ⅳ 保育・教育の充実	18
基本目標Ⅴ 就労・雇用の促進	21

第4章 障がい者サービスの実施目標（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

1	基本的な考え方（目指す方向）	23
2	計画推進に向けて	23
3	計画の具体的方策	28
I	地域生活支援体制の充実	28
II	サービス提供基盤の整備	30
III	就労支援施策の充実・強化	31
IV	共生型事業の推進	32
V	精神保健福祉・医療施策の充実	33
VI	発達障がい児（者）への対応	34
VII	多様な人材の養成およびサービスの質の向上	35
VIII	安全確保に備えた地域づくりの推進	36
4	令和5年度の目標値（障がい福祉計画）	36
(1)	施設入所者の地域生活への移行	37
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	37
(3)	地域生活支援拠点等の整備	37
(4)	福祉施設から一般就労への移行	38
5	障がい福祉サービスの見込量	38
(1)	訪問系サービス	38
(2)	日中活動系サービス	39
(3)	居住系サービス	41
(4)	相談支援サービス	42
6	地域生活支援事業の見込量	43
(1)	必須事業	43
(2)	任意事業	47
7	障がい児支援の提供体制（障がい児福祉計画）	49
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等	49
(2)	障がい児通所支援サービス	50
(3)	子どもの発達支援の充実	51

1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

よいちちょう へいせい ねんど よいちちょうしょう しゃけいかく へいせい ねんど よいちちょうしょう
余市町では、平成15年度に「余市町障がい者計画」、平成18年度に「余市町障がい
ふくしけいかく さくてい へいせい ねんど ねん よいちちょうしょう しゃけいかく しょう
福祉計画」を策定し、さらに平成21年度から3年ごとに「余市町障がい者計画・障がい
ふくしけいかく へいせい ねんど よいちちょうしょう じふくしけいかく さくてい ぎむづ
福祉計画」、また、平成30年度から「余市町障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、
いったいてき けいかく しえんたいせい じゅうじつ かくほん しさく すいしん ほか
一体的な計画として、支援体制の充実など各般の施策の推進を図ってきました。

かん へいせい ねん がつ しょう ひと す な ちいき ひつよう しえん とう
この間、平成18年4月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けな
がら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が
じぶん せいかつ おく ちいきしゃかい じつげん しょうがいしゃじりつしえんほう
施行され、その後、平成24年6月に、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉
しこう ご へいせい ねん がつ ちいきしゃかい きょうせい じつげん む しょう ふくし
サービスの充実等障がい者を支援するために、「障害者の日常生活及び社会生活を
じゅうじつとうしょう しゃ しえん しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立（平成25年
そうごうてき しえん ほうりつ い か しょうがいしゃそうごうしえんほう せいりつ へいせい ねん
4月および平成26年4月施行）し、「障害程度区分」から「障害支援区分」への改正、
がつ へいせい ねん がつしこう しょうがいていどくぶん しょうがいしえんくぶん かいせい
また、障がいのある人の定義に難病等が加えられ、重度訪問介護の対象拡充やケアホー
むとグループホームの一元化等が実施されました。

こうしたなか、さらに、「障害者総合支援法」（平成30年4月施行）の一部改正にお
いて、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」
しょう ひと ていぎ なんびょうとう くわ じゅうどほうもんかいご たいしょうかくじゅう
に対する支援の一層の充実等見直しと、「児童福祉法」（平成30年4月施行）の一部改正
により市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

よいちちょう かいせい しゅし ふ しょう ひと じりつ にちじょうせいかつ しゃかい
余市町では、この改正の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活および社会
せいかつ いとな ちいき ひつよう そうだんしえん しょう ふくし とう
生活を営むことができるよう、地域において必要な相談支援や障がい福祉サービス等が
けいかくてき ていきょう じっしけいかく よいちちょうしょう しゃけいかく しょう ふくしけいかくおよ
計画的に提供されるための実施計画として余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び
よいちちょうしょう じふくしけいかく さくてい しさく たいけいてき せいり もくひょうたっせい む
余市町障がい児福祉計画を策定し、施策を体系的に整理しながら目標達成に向けて
とく く ほうこうせい しめ しさく すいしん しょう ふう うむ
取り組むべき方向性を示すとともに、その施策を推進することによって、障がいの有無に
かかわらず地域のなかでだれもが自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指し
ます。

しょうがいしゃそうごうしえんほう きょうせいしゃかい じつげん しゃかいさんか きかい かくほ ちいきしゃかい きょうせい
* 障害者総合支援法：共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、

しゃかいてきしょうへき じょきょ やくだ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しえん そうごうてき けいかくてき おこな もくてき
社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを目的に

さだ ほうりつ
定められた法律

2 計画の位置づけ

余市町障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

余市町障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、障がい者計画の中の実施計画的な位置づけのものとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

余市町障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がいのある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込み量等を定めるものです。

本町では、「余市町総合計画」を上位計画とし、関連計画等との整合性を図りながら、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がいのある人の総合的な支援を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画と「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、計画を一体的に策定し、令和3年度から令和5年度までの計画としていますが、定期的に調査・分析および評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

H27	H28	H29	H30	R1(31)	R2	R3	R4	R5
第4次余市町総合計画(H24年度～R3年度)							第5次余市町総合計画	
第4期 余市町障がい者計画 (H27年度～H29年度)			第5期 余市町障がい者計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第6期 余市町障がい者計画 (R3年度～R5年度)		
第4期 余市町障がい福祉計画 (H27年度～H29年度)			第5期 余市町障がい福祉計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第6期 余市町障がい福祉計画 (R3年度～R5年度)		
			第1期 余市町障がい児福祉計画 (H30年度～R2(H32)年度)			第2期 余市町障がい児福祉計画 (R3年度～R5年度)		

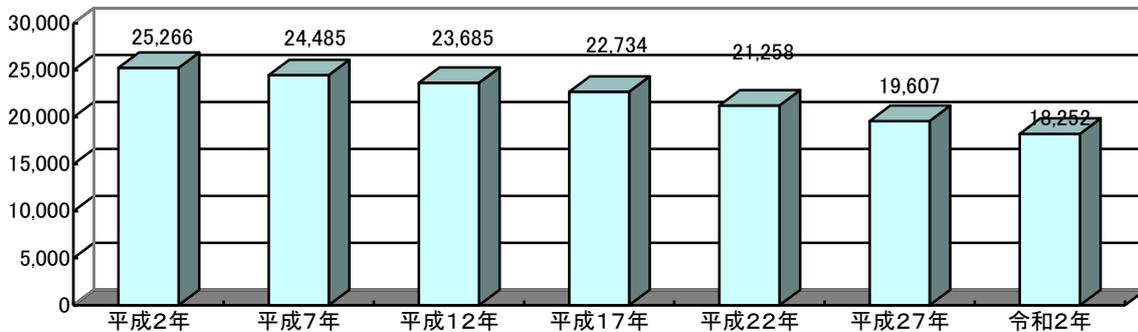
じんこうこうぞう
1 人口構造

そうじんこう すいい み へいせい ねん じん げんじょう つづ へいせい ねん やく
総人口の推移を見ると、平成2年の25,266人から減少が続き、平成27年には約2
げん ねん
2%減の19,607人となっています。

れいわ ねん がつまつげんざい じゅうみんきほんだいちょう じん がいこくじん ふく
また、令和2年12月末現在の住民基本台帳では、18,252人（外国人を含む）と
なっています。

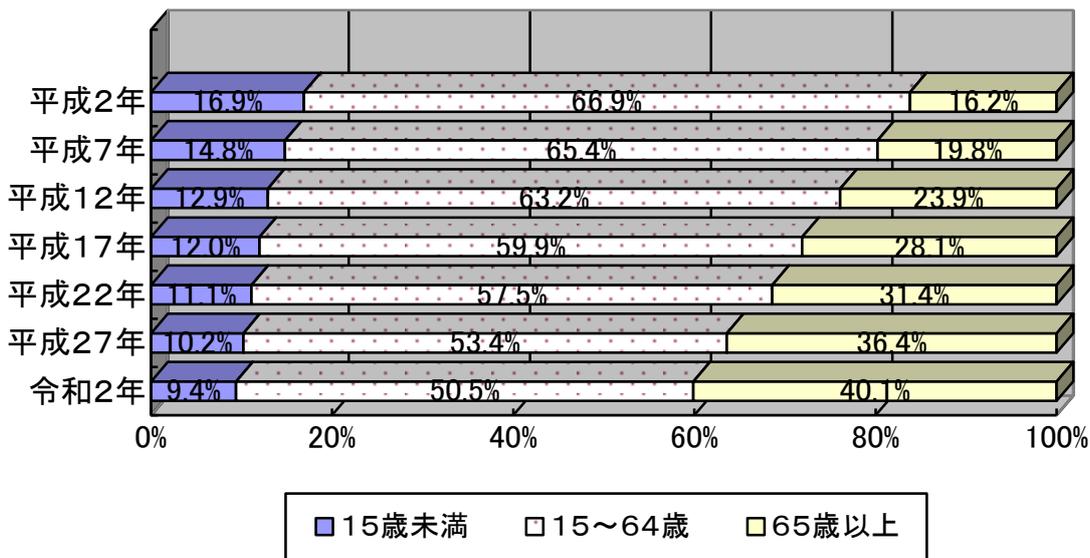
ねんれい くぶんべつ じんこう わりあい げんじょう たい こうれいしゅ
年齢区分別に見ると、年少人口（15歳未満）の割合が減少しているのに対し、高齢者
じんこう さいいじょう ぞうか こうれいかりつ れいわ ねん がつまつげんざい
人口（65歳以上）が増加しており、高齢化率は令和2年12月末現在で40.13%と国・
どう こうれいかりつ おお うわまわ しょうし こうれいか じんこう
道の高齢化率を大きく上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

そうじんこう すいい
■ 総人口の推移



しりょう こくせいちょうさ れいわ ねん じゅうみんきほんだいちょう がつまつ
資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳12月末データによる）

ねんれい くぶんべつ じんこう わりあい すいい
■ 年齢3区分別人口割合の推移



しりょう こくせいちょうさ れいわ ねん じゅうみんきほんだいちょう がつまつ
資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳12月末データによる）

こうれいかりつ すい
高齢化率の推移

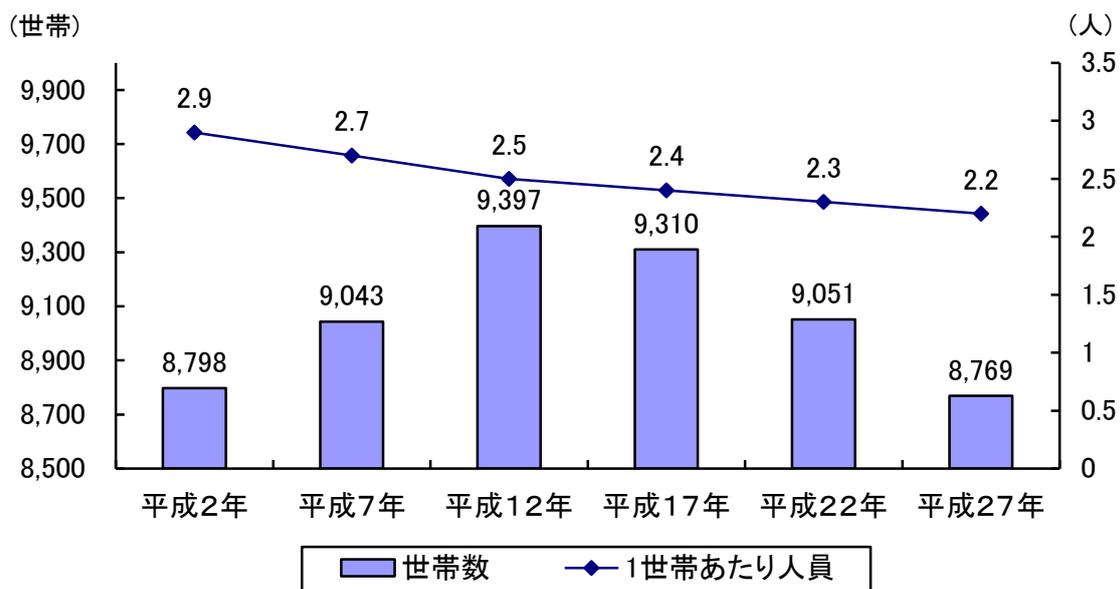
	へいせい ねん 平成2年	へいせい ねん 平成7年	へいせい ねん 平成12年	へいせい ねん 平成17年	へいせい ねん 平成22年	へいせい ねん 平成27年	れいわ ねん 令和2年
よいちちょう 余市町	16.2%	19.8%	23.9%	28.1%	31.4%	36.4%	39.7%
ほっかいどう 北海道	12.0%	14.8%	18.2%	21.4%	24.4%	29.1%	31.7%
ぜん くに 全国	12.0%	14.5%	17.3%	20.1%	23.1%	26.6%	28.5%

しりょう くにせいちようさ れいわ ねん そうむしやうとうけいきよくじんこうすいけい がつ にちげんざい
 資料：国勢調査（令和2年は総務省統計局人口推計1月1日現在による）

せたいすう すい
世帯数の推移

せたいすう すい み ぞう かけいこう へいせい ねん げんしやう てん
 世帯数の推移を見ると、それまでの増加傾向が、平成12年をピークに減少に転じ、
 へいせい ねん せたい
 平成27年には8,769世帯となっています。

いっぽう せたい じんいん げんしやうけいこう へいせい ねん にん へいせい ねん
 一方、1世帯あたりの人員も減少傾向にあり、平成12年の2.5人から平成27年
 は2.2人と核家族化の進行がうかがえます。



しりょう くにせいちようさ
 資料：国勢調査

2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数

手帳所持者数については、平成28年度末の1,641人から、令和元年度末では51人減の1,590人となっています。障がいの種別を見ると、身体に障がいのある人が大半を占めています。

また、発達障がいについては、「発達障害者支援法」により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、「障害者総合支援法」の対象として規定されています。

さらに、平成25年4月から障がいのある人の定義に難病等が追加され、「障害者総合支援法」の対象として規定されており、対象疾病が当初の130疾病から、平成29年4月には358疾病、令和元年7月には361疾病に拡大されています。

(人)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計
H28年度末	1,233	255	153	1,641
R1(31)年度末	1,166	255	169	1,590

◎身体・知的・精神障がい者の手帳の交付状況

(2) 手帳等級別割合の推移

① 身体障がい者手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では1級の割合が高く、平成27年度以降手帳所持者は減少しておりますが、構成に大きな変動は見られません。

上段(人)、下段構成比(%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
H27年度末	390	189	220	348	85	56	1,288
	30.3	14.7	17.1	27.0	6.6	4.3	100.0
H28年度末	374	179	208	335	77	60	1,233
	30.3	14.5	16.9	27.2	6.2	4.9	100.0
H29年度末	362	182	208	335	77	63	1,227
	29.5	14.8	17.0	27.3	6.3	5.1	100.0
H30年度末	352	181	197	326	77	60	1,193
	29.5	15.2	16.5	27.3	6.5	5.0	100.0
R1(31)年度末	348	175	192	315	77	59	1,166
	29.8	15.0	16.5	27.0	6.6	5.1	100.0

② 療育手帳等級別割合の推移

手帳の判定別では中程度であるB判定の割合が高く、平成27年度以降手帳所持者は多少の増減はありますが、構成に大きな変動は見られません。

上段（人）、下段構成比（%）

	A 判定	B 判定	合計
H27年度末	91 37.0	155 63.0	246 100.0
H28年度末	91 35.7	164 64.3	255 100.0
H29年度末	92 36.7	159 63.3	251 100.0
H30年度末	92 36.8	158 63.2	250 100.0
R1 (H31) 年度末	88 34.5	167 65.5	255 100.0

③ 精神障がい者保健福祉手帳等級別割合の推移

手帳の等級別では2級の割合が高く、手帳所持者の平成27年度から平成29年度まではあまり変化はありませんが、平成30年には、転入や新規取得等により大きく増加し、令和元年度には転出や死亡により減少しております。また、構成についても、平成29年度に3級の割合が一時的に下がりましたが、令和元年に等級変更のため1級の割合が下がり、手帳所持者が増えたため3級が増加しております。

上段（人）、下段構成比（%）

	1級	2級	3級	合計
H27年度末	17 11.0	104 67.5	33 21.5	154 100.0
H28年度末	17 11.1	103 67.3	33 21.6	153 100.0
H29年度末	18 11.6	108 69.7	29 18.7	155 100.0
H30年度末	18 10.2	121 68.8	37 21.0	176 100.0
R1 (31) 年度末	16 9.5	111 65.7	42 24.8	169 100.0

(3) 障害支援区分別の認定者数

障害福祉サービスの支給決定にあたっては、様々な状態の障害のある人が支援の必要度に応じて適切なサービスを受けられるよう、「障害支援区分」の制度が導入されており、軽度の区分1から最重度の区分6までに分かれています。

障害支援区分別認定者数
平成29年度

(単位:人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等	合計
非該当	0	0	0	0	0
区分1	5	0	0	0	5
区分2	9	3	6	1	19
区分3	8	5	3	0	16
区分4	3	8	3	0	14
区分5	4	13	0	0	17
区分6	6	6	0	1	13
合計	35	35	12	2	84

平成30年度

(単位:人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等	合計
非該当	0	0	0	0	0
区分1	7	0	1	0	8
区分2	4	4	3	0	11
区分3	13	9	5	0	27
区分4	7	8	0	0	15
区分5	1	4	0	0	5
区分6	10	6	0	0	16
合計	42	31	9	0	82

令和元(平成31)年度

(単位:人)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等	合計
非該当	0	0	0	0	0
区分1	4	0	0	0	4
区分2	7	3	7	0	17
区分3	13	9	5	1	28
区分4	6	10	2	0	18
区分5	2	8	1	0	11
区分6	3	5	0	0	8
合計	35	35	15	1	86

※障害支援区分は原則18歳以上の障害のある方を対象としています。
(身体と知的の両方の障害のある人は、知的障がい者に含めています)

3 障がいのある人を取り巻く課題

(1) 障がいのある人への理解について

障がいのある人が地域で暮らしていくためには、周りにはいる地域住民の障がいに対する正しい理解が必要です。また、障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援していくことが必要です。

互いに尊重し合い、ともに地域で暮らしていけるよう、^{*1}ノーマライゼーションの理念のさらなる浸透のため、余市町においては障がいへの理解を促進するため町のホームページと広報紙を活用し、啓発活動を実施しています。

しかし、障がいや障がいのある人に対する理解が十分進んでいとは言えず、特に^{*2}発達障がいや精神障がいについては、理解が進んでいないのが現状であり、また、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）により、行政機関等、事業者さらには国民の責務が明文化されたことから、より一層、障がいや障がいのある人に対する理解や交流を深める活動の促進を図り、社会的障壁や心のバリアを取り除いていくことが課題となっています。

(2) 社会的自立について

障がいのある人が自立し、社会参加を果たしていくためには、乳幼児期から成長・発達を最大限に伸ばすための一貫した支援・教育を一人ひとりの状態や教育ニーズに応じて行っていくことが重要となります。そのため、学校や幼稚園、保育所における内部体制の整備だけでなく、^{*4}特別支援学校をはじめ医療機関や児童相談所、障がい児通所施設等と連携して、障がいを早期に発見し、発見から一貫した支援が行える体制を整備していくことが重要な課題となっています。また、自立した社会生活を送り、自己実現を図る上で、就労の意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障がいのある人の雇用・就労については、就労の場の確保、就労後のケア体制や就労支援体制は十分とは言えない状況となっており、就労の機会の拡充や就労前・就労後を含めた総合的な雇用・就労に関する支援の拡充と体制づくりを行っていくことが大きな課題となっています。

^{*1} ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を

ととの 整えるべきであり、障がいのある人もない人もともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

*2 発達障がい：発達障がいの代表的なものとして、広汎性発達障がい(自閉症)、高機能広汎性発達障がい(アスペルガー症候群・高機能自閉症)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)等があります。

*3 社会的障壁：障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることから。

*4 特別支援学校：障がいにより学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念に則った教育を行う学校のこと。従前は盲学校・聾学校・養護学校。

(3) 情報提供・相談体制について

近年障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットをはじめとするICT(情報通信技術)の急速な進展により、障がいのある人の情報の収集や、発信が容易になるなど様々な支援技術が開発されています。

このような状況のなか、障がいのある人やその家族の誰もが、障がい福祉サービスの利用や様々な支援についての適切な情報を入手することができるよう、町のホームページや広報等での情報提供に努めます。

さらに、困ったときに気軽に相談できる場所を確保するなど、障がいのある人の視点に立った情報提供や、身近な地域において相談・支援ができるよう相談体制の構築が課題となっています。

(4) 総合的なサービスについて

障がい福祉サービスについては、平成18年度より身体、知的、精神の3障がいを区分せず、サービスを一元化し、「自立支援給付」「地域生活支援事業」が提供される制度改革が行われました。

また、平成25年4月から障がいのある人の定義に難病等が追加され、「障害者総合支援法」の対象として規定されており、平成29年4月および令和元年7月からは対象疾患がさらに拡大されています。

しかし、障がいのある人のニーズに対応できるサービスは、まだまだ不十分であり、サービス基盤の整備および広域的な利用を促進し、障がい福祉サービス提供体制を充実することが課題となっています。また、人材育成を含めたマンパワーの確保や、障がいの

ある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するマネジメントシステムを構築しながら、サービスの質の面においても向上を図っていくことが必要です。

さらに、障がいのある人の高齢化や重度化に加え、障がいのある人の中には通院が必要な疾病を抱えている人もいるため、保健・医療・福祉それぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が必要となっています。

(5) 障がい者の利用に配慮した生活環境等の整備について

障がいのある人が地域の中で生活を送るためには、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化についても、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていくことが必要となります。

また、近年、地震や台風、局地的な豪雨等の自然災害による人的被害が後を絶たず、これら災害をはじめとする緊急時の救援体制の整備について、障がいの有無を問わず重要な課題となっています。特に障がいのある人にとっては、身近な地域の協力が最も重要なことから、地域や関係機関等と情報を共有するとともに、声かけや安否確認等の見守りも含め、平常時からの支援体制づくりを引き続き進めます。

***5 バリアフリー化：**障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元々

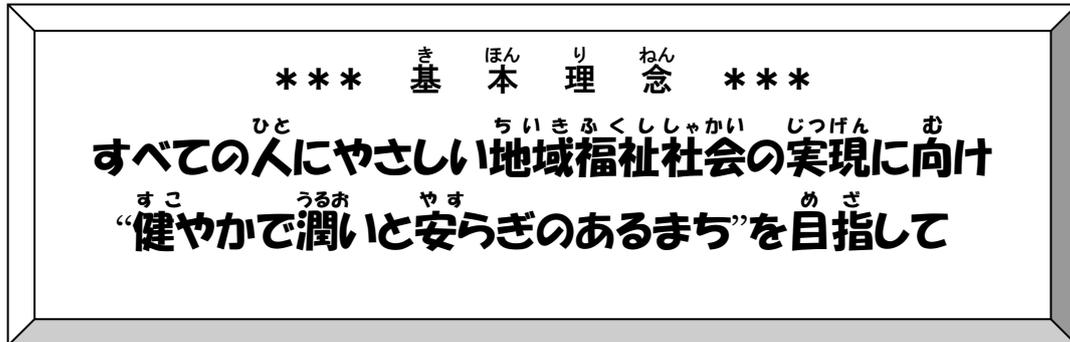
住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会

参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いる。

***6 ユニバーサルデザイン：**文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用すること

ができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

1 計画の基本理念



よいちちょう しょう ひと ひと さべつ
余市町は、障がいのある人もない人も差別することなく、それぞれが地域社会の一員とし
せいかつ かつどう りねん ささ あ あたた しゃかい
て生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の理念のもと、ともに支え合う温かい社会
かんきょう じゅうじつ ちょうみん ひとり ふくし にな て きほん じしゅてき かつどう
環境の充実と、町民の一人ひとりが福祉の担い手であることを基本とした自主的な活動へ
しえん つと きほん
の支援に努めることを基本としています。

また、しょう しゃしきく せいど へんせん かいかく けんとうじょうきょう ふ しょう う む
また、障がい者施策における制度の変遷や改革の検討状況を踏まえ、障がいの有無に
そうご じんかく こせい そんちょう きょうせい しゃかい じつげん ほんけいかく
かかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、本計画を
さくてい
策定するものです。

さらに、しょう ひと しゅたいてき しゃかいさんか ざいたく ふくし かいご
さらに、障がいのある人が、主体的に社会参加ができるよう、在宅の福祉・介護サービス
すいしん ちいき せいかつかんきょう かいぜんたいさく つと だい き よいちちょうしょう しゃけいかく
の推進や地域での生活環境の改善対策などに努め、第1期の余市町障がい者計画から
かか ひと ちいきふくししゃかい じつげん む すこ うるお やす
掲げてきた『すべての人にやさしい地域福祉社会の実現に向け“健やかで潤いと安らぎのあ
るまち”を目標して』という基本理念を本計画においても踏襲します。

2 基本施策

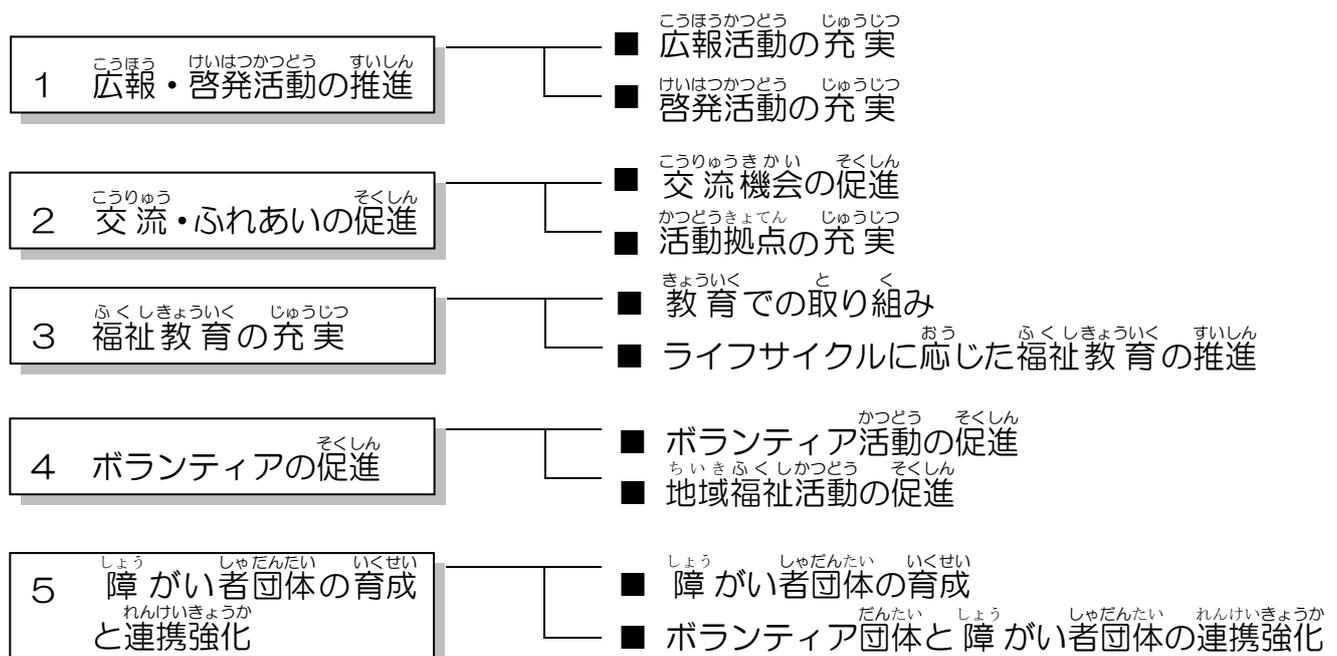
基本目標 I 理解と交流の促進

障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して自立した日常生活および社会生活を送るためには、障がいのある人とない人が交流を深め、互いに理解することが大切です。障がいのある人の社会参加が進む一方、障がいのある人に対する理解が十分とは言えない状況となっており、特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい等については障がいの特性や必要な配慮に関する理解は進んでいないのが現状です。

障がいのある人に対する誤解や偏見を取り除き、障がいを理由とする差別の解消について地域の関心と理解を深めるとともに、正しい知識の普及・啓発を引き続き行っていく必要があります。さらに、福祉のまちづくりを推進するためには、年齢にかかわらず、意識啓発や交流事業を含む“福祉教育”が大切です。また、障がいのある人の社会参加やスポーツ活動への参加の機会を広げるうえで、ボランティアや障がい者団体の役割は重要です。

地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを行い、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、企業、地域住民等が障がい者団体と連携・協力しながら、地域社会全体で障がいのある人を支援する活動を促進していくことが必要です。

《施策の体系》



し さ く ほ う こ う
《 施 策 の 方 向 》

1 広報・啓発活動の推進	
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「広報よいち」等の媒体を活用し、広報活動の充実と推進を図ります。 サービスに関する情報を整理し、わかりやすい情報提供に努めます。 町ホームページを活用し、いつでもだれでも情報を得られる環境づくりに努めます。
啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者週間」（12月3日～12月9日）など、さまざまな機会を通じて、障がいのある人や関係団体と連携しながら、障がいのある人等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。 ボランティア団体やその活動内容の周知に努め、啓発の推進を図ります。 あらゆる人権が尊重される社会づくりを促進するための啓発活動に努めます。

2 交流・ふれあいの促進	
交流機会の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各種の行事に、障がいのある人もない人も、だれもが参加しやすく交流できるよう努めます。 手帳取得時に各種団体への加入促進を図るなど、交流機会の確保に向け、情報提供に努めます。 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流ができるよう特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒の交流を促進します。 福祉施設や学校で行われる各種行事やイベント等を広く町民に周知し、地域との交流を促進します。 各種障がい者スポーツ大会等の情報提供に努めます。
活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人とない人とがふれあいを育てる場の確保に努めます。 啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障がいのある人が一人でも多く参加できるように、会場の設備や移動手段について考慮し、検討します。

3 福祉教育の充実	
教育での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会、学校（教育委員会）、地域との連携により小・中学校での福祉教育やボランティア活動の促進に努めます。 小・中・高等学校におけるノーマライゼーション教育推進のための活動を推進します。 学校教育において交流や体験を取り入れた福祉教育を推進します。
ライフサイクルに応じた福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに対する理解について、すべての町民が十分な理解と認識を深められるよう、生涯学習等の幅広い場での学習会の積極的活用を努めます。

4 ボランティアの促進 <small>そくしん</small>	
ボランティア活動 <small>かつどう</small> の促進 <small>そくしん</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のボランティア団体連絡会を主軸にして、障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、ボランティアのネットワークの拡大に努めます。
地域福祉活動 <small>ちいきふくし</small> の促進 <small>そくしん</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や地域と連携して、日常生活圏域での住民の自主的な福祉活動への取り組み体制やその活動の充実、支援を図ります。

5 障がい者団体の育成と連携強化 <small>しょう しゃだんたい いくせい れんけいきょうか</small>	
障がい者団体の育成 <small>しょう しゃだんたい いくせい</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体の自主的活動を支援するとともに、活動の活性化を促進します。 ・障がい者手帳の交付時に障がい者団体の活動状況を紹介したチラシを配布するなど、障がい者団体への加入促進を支援します。
ボランティア団体と障がい者団体の連携強化 <small>しょう しゃだんたい れんけいきょうか</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。 ・社会福祉協議会や地域と協働して、効率的なボランティア活動を行えるよう努めます。

基本目標Ⅱ 生活環境の整備きほんもくひょう せいかつかんきょう せいび

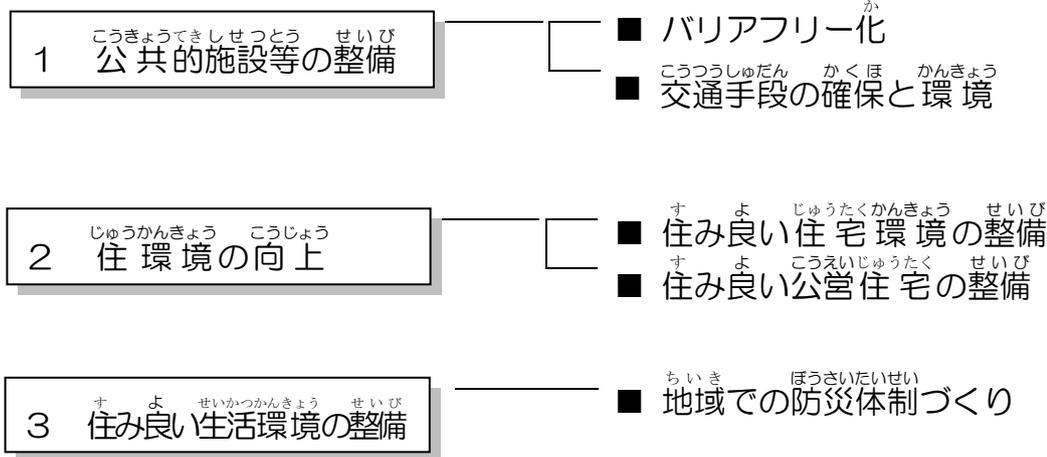
障がいのある人のみならず、行動上の制限を受ける人々が、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、建物や道路（歩道）、鉄道およびバス等の公共交通機関、その他公共施設がすべての人に利用しやすい施設となるための整備、改善を推進していく必要があります。また、ハード面だけでなく、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用駐車場の利用、歩道の放置自転車など地域住民一人ひとりが協力できることについて啓発していくことも必要です。

さらに、障がいのある人とその家族が日常生活における不便さを感じることなく、安心して暮らしていくためには、住環境の整備が必要です。住宅改修に関する相談や制度について周知を図り、利用を促進するとともに、経済的理由など住宅改修が困難な場合に対応できるよう、障がいのある人に対応した公営住宅の確保や優先入居について関係機関等と連携を取りながら対策を図ることも必要です。

また、災害等の緊急時の避難については、多くの障がいのある人が不安を抱えています。緊急時の対応で最も重要となってくるのが、日常におけるコミュニケーションで

す。平常時から地域や関係機関等と情報を共有し、地域における防災ネットワークの組織づくりに加え、近隣の世帯の状況を把握し、日頃からの付き合いを深めることが重要です。

《施策の体系》



《施策の方向》

1 公共的施設等の整備	
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の整備基準に基づき、民間業者の理解と協力を得て、公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等の都市施設の整備を促進するとともに、既存の施設等の改修等を促進します。 ・行政、民間企業、町民が一体となって福祉のまちづくりを進めます。
交通手段の確保と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な社会参加や生活上不可欠な移動のための手段を確保する観点から、行政、ボランティア、民間事業所等が連携を図ってサービスの充実につとめます。 ・「低床式バス」や「乗降しやすいタクシー」の導入など、事業者等の協力を得ながら、障がいのある人が安全で自由に移動できる交通環境設備の充実につとめます。 ・障がいのある人の移動支援としての運賃等の割引制度について周知を図り、利用促進につとめます。
2 住環境の向上	
住み良い住宅環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「手すりの取り付け」や「段差解消」等の助成制度について他制度との連携を図りながら、その周知を図り、障がいのある人の自立した生活が可能となるよう努めます。
住み良い公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人のための住宅の確保は、在宅福祉施策を進めるうえでの基盤となるものであり、様々な障がい特性に配慮した公営住宅の整備や快適な住環境整備につとめます。

3 住まいの良い生活環境の整備

地域での防災体制づくり

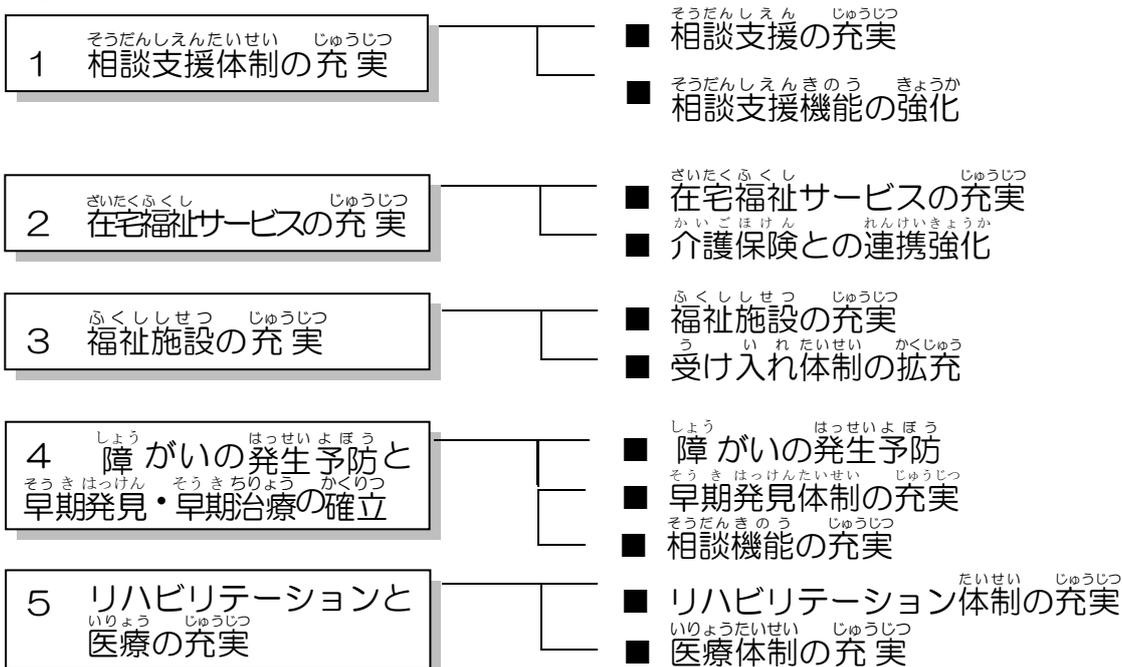
- ・災害に関して地域の自主防災組織等の取り組みを推進します。
- ・万一の災害時に備え、日頃から民生委員等と連携を図り、支援を要する障がいのある人等の把握に努め、緊急連絡体制や避難体制の確立とともに防災知識の普及・啓発に努めます。

基本目標Ⅲ 福祉・保健・医療サービスの充実

住み慣れた居宅において、その家族とともに安心して生活を営んでいくためには、障がいの種類、生活状況に応じた在宅福祉サービスの充実とともに、住み慣れた地域の中で暮らしていくことのできる施設サービス等の充実も必要です。また、必要なときに必要とするサービスを選択し利用できるよう、情報の提供や適切な相談が受けられる体制の整備が必要です。また、施設やグループホームを利用していた障がいのある人で自立を希望する方に対して、定期的な訪問を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う支援を行います。

さらに、近年は社会構造の変化にともない、ストレス等を原因とした心の病が問題になるなど、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防施策や早期治療に関する取り組みが重要です。障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、様々な障がい特性に応じたリハビリテーションを地域の福祉、保健、医療等の専門機関の連携のもと、継続して提供していく必要があり、適切な医療を受けることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが期待されます。また、医療費等の助成に関する情報の周知に努めます。

《施策の体系》



しきく ほうこう
《施策の方向》

1 相談支援体制の充実	
そうだんしえん じゅうじつ 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立した日常生活や社会生活を営むために、必要となる情報の提供や福祉サービスの利用支援、虐待防止に対する支援など、適切な相談助言ができるよう総合的な相談支援体制を確立します。 ・相談支援等を充実させるため、基幹相談支援センターの更なる整備に努めます。
そうだんしえん きのう 相談支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な相談要望に対応するため、行政と地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）の相談機能と、地域やボランティアによる支援の窓口となる社会福祉協議会の相談機能との効果的な連携を図っていくとともに、民生委員・児童委員等との連携をより強化します。 ・障がいのある高齢者への迅速なサービス調整が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）や地域包括支援センター等との連携を図ります。

2 在宅福祉サービスの充実	
ざいたくふくし じゅうじつ 在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生活支援のため、介護給付、訓練等給付、補装具など自立支援給付の充実および自立支援医療や地域生活支援事業の推進を図ります。 ・必要とする福祉サービスをより効果的かつ総合的に提供するため、関係機関と連携を図り、供給できる体制の充実を図ります。 ・医療的ケアのニーズを有する障がいのある人が日中活動に参加することで、家族が一時的な休息や息抜き（レスパイト）ができるよう、地域の支援体制の充実に向けた取り組みを推進します。 ・「障害者総合支援法」についての仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的かつ効率的に推進されるようさらに普及に努めます。
かいごほけん れんけい 介護保険との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の保険給付に加え、さらにサービスを必要とする障がいのある高齢者に対し、引き続き適切なサービスの提供に努めます。

3 福祉施設の充実	
ふくししせつ じゅうじつ 福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立した生活を送るために必要な施設を整備するための方策を、国・道と協議しながら社会福祉法人等による建設の支援を検討します。
う い たいせい 受け入れ体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設およびサービス事業所と連携し、受け入れ体制の充実に努めます。

4 障がいの発生予防と早期発見・早期治療の確立	
障がいの発生予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時、幼年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期までのそれぞれのライフサイクルに対応する一貫した保健支援体制を一層充実します。 ・ 精神保健対策としては、関係機関等と連携を図り、訪問指導や保健相談等をきめ細かく実施します。 ・ 健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病予防や早期発見に努めるとともに、早期治療により生活習慣病等による障がいの予防、軽減化を図ります。また、生活習慣病の発症予防のための健康教育の充実を図ります。 ・ 妊婦健康診査を充実し、安心・安全な出産ができるよう支援します。 ・ 妊娠から出産後の保健指導および健康診査を通じて、妊産婦の健康維持に努めます。
早期発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を図り、健康診査後の事後指導、相談体制などの充実を図ります。 ・ 発育・発達の遅れや偏りを可能な限り早期に発見するための乳児健康診査など、母子保健活動の充実を図ります。
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいに応じた各種サービスや医療・保健、早期療育が行われるよう各関係機関との連携を図るため、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）を活用するとともに一貫した相談支援体制の整備充実を図ります。 ・ 相談内容に応じた適切な助言を受けることができるよう、より充実した相談支援窓口の整備に努めます。

5 リハビリテーションと医療の充実	
リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域のリハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保ができるよう支援します。 ・ 健康に生活するためには、機能回復や障がいの進行防止を図るリハビリテーションの推進が必要なため、北後志母子通園センターおよびその他リハビリテーション施設において精神的な支えと社会的な支援体制の充実を図ります。 ・ 介護者の負担軽減を図るため、介護方法の指導、講演会の開催を検討します。
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の健康管理を推進していくために、保健、医療、福祉体制の充実を図ります。また、医療関係機関との連携を一層強化して医療体制を整備します。

基本目標Ⅳ 保育・教育の充実

障がいのある子どもがその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、行政の保健・福祉・

きょういくぶもん がっこう いりようきかんとく れんけい しょう はっけん いっかん しえん おこな たいせいづ
 教育部門、学校、医療機関等が連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制づ
 くりが必要です。

にゅうようじき がくれいき ほごしゃ こ ようちえん がっこうとう しゅうえん しゅうがく
 乳幼児期、学齢期においては、保護者が子どもの幼稚園や学校等の就園・就学につい
 て思い悩むことは少なくありません。保育・教育における悩みや進路、将来に関する不安
 について、必要なときに適切な相談が受けられる体制づくりの充実が必要です。また、障
 がいのある児童・生徒の持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活を送れる
 よう、一人ひとりの特性・発達段階に応じた療育・保育・教育等のトータルな支援が必要
 です。さらには、指導等にあたる職員の確保と専門研修の実施等も重要です。

そして、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある児童・生徒と障がい
 のない児童・生徒がお互いに理解し交流を深めることができる教育の充実も求められま
 す。

さらに、障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を営むためには、芸術や文化、
 スポーツ活動など社会参加の機会を持つことは大変重要です。障がいのある人の生活の
 質の向上や自分らしい暮らしを営むことに繋がるとともに、活動を通じて地域の人との
 交流や障がいのある人に対する理解の促進にもつながります。そのためには、
 各ライフサイクルに応じた生涯学習の機会と提供体制の充実が必要です。

しさく たいけい
《施策の体系》



しさく ほうこう
《施策の方向》

1 保育環境の向上	
療育体制の整備	・保健所、医療機関、児童相談所等関係機関との連携のもと、北後志母子通園センターを中心とした療育体制の充実を図ります。

しょう しほいく 障がい児保育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの入所について、障がいの特性に応じた施設の整備や職員の配置など保育環境の充実に努めます。 ・保育所、北後志母子通園センター、日中一時支援事業所等との連携を図り、保育および療育の充実に図ります。
りょういく しゅうがくそうだん 療育・就学相談 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの発達に合わせた適切な療育や教育について、関係機関との連携による相談・支援の充実に努めます。 ・就学にあたって、本人・保護者等に対し十分情報提供をしながら、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について関係機関と連携を図り、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
ほいく きょういく 保育・教育に 関わる人材の 育成・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもとない子どもが、自然に相互理解できる保育・教育を推進するため、幼児の保育・教育にかかわる人に研修等を行い指導力の向上を図るとともに、通常保育・教育環境の中への補助的な職員配置の検討を進め、問題を専門的にサポートできる環境の整備に努めます。

2 学校教育の向上

しょう じきょういく 障がい児教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが適切な環境の中で教育が受けられるように、学校施設、教材、教具の整備を一人ひとりの状態に合わせて推進します。 ・障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がお互いに理解を深めることのできる教育の充実に努めます。教育内容の充実に向けて、教職員研修、小中一貫した教育の推進を図ります。 ・一人ひとりの能力や適性に応じた適切な進路が保障されるよう、教育委員会・学校・福祉機関等が連携し、進路指導の充実に図ります。
きょういく かか じんざい 教育に関わる人材 の育成・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもとない子どもが、自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に係る人に研修等を行い指導力の向上を図るとともに、通常教育環境の中への補助的な教職員配置を検討し、問題を専門的にサポートできる環境の整備に努めます。

3 生涯学習の充実

しょうがいがくしゅう すいしん 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じた学習、文化、スポーツ活動を促進するため、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。 ・参加を促進するため、福祉団体を通じ、支援体制等の説明を加えるなど、情報入手しやすい環境を整えます。
しどうしゃ しえん 指導者や支援ボラン ティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成と確保に努めます。 ・社会参加を促進していくため、手話通訳者、送迎など支援ボランティアの派遣等が行えるよう、関係機関と協議を進めます。 ・生活の質を高める余暇活動に積極的に参加できるよう、各種団体サークルへの働きかけを行います。

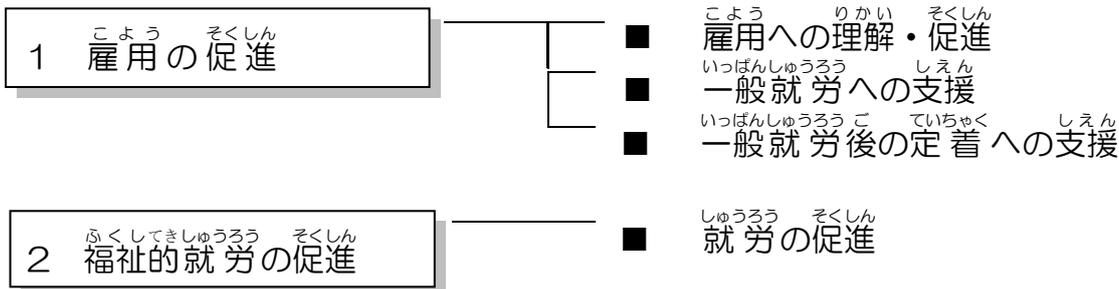
基本目標Ⅴ 就労・雇用の促進

地域での自立生活を営むうえで、社会の中で役割や職業をもち、経済的に自立することの意義は極めて大きいものがあります。「障害者総合支援法」においても、障がいのある人の自立した生活を促進することを目的に、就労・雇用の促進を重点項目のひとつとして掲げています。

職場への定着を含めて障がいのある人の一般就労を促進するためには、雇用する側の企業や職場での理解と協力が不可欠です。教育機関、ハローワーク、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関が連携を図りながら、障がい者雇用の理解促進を図り、就労機会の拡大や受け入れ態勢を整えていくとともに、障がいの特性に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓練など一貫して行える就労支援体制の充実が必要です。

また、一般企業等で働くことが困難な人に対し、日常生活および福祉的就労の場を確保し、福祉分野と雇用分野が協力していく必要があります。

《施策の体系》



《施策の方向》

1 雇用の促進	
雇用への理解・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道や関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくため、町内事業所等へ一般就労ができるよう雇用の拡大を要請していくとともに、職業相談や各種助成制度等の周知を図るなど啓発活動を推進します。 ・重度の障がいのある人の雇用の促進にあたっては、短時間勤務、在宅就労等の多様な勤務形態の普及を企業等に働きかけます。

<p>いっばんしゅうろう しえん 一般就労への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携および障がい者の一般就労促進のための啓発に努めます。 ・障がいのある人を雇用する事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うために有効なジョブコーチの制度の理解促進や周知に努めます。また、障がいのある人および事業主に対して、短期間の雇用を通じて相互に適性を判断した後に雇用に至る、障がい者トライアル雇用制度の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大に努めます。
<p>いっばんしゅうろうご てい 一般就労後の定 ちやく しえん 着への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人の就労に伴う環境の変化により生活面で生じた課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うことで就労定着を図れる体制づくりを行います。

<p>ふくしてきしゅうろう そくしん 2 福祉的就労の促進</p>	
<p>しゅうろう そくしん 就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業者が就労移行支援や就労継続支援等の事業に円滑に移行できるよう、必要な情報の提供等の支援を図ります。

*1 ジョブコーチ：障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等

を助言するとともに、通勤時や就労時等のサポートをする。

*2 障がい者トライアル雇用：有給の定期契約による試用雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障がいのある人も

仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がいのある人の雇用を促進することができる。

1 基本的な考え方(目指す方向)

平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者サービスの充実、障がいのある人の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的とし、「障害者総合支援法」が施行されました。利用者自らがサービスを選択するという意識が高まり、福祉施設においても、地域生活への移行を希望する施設入所者に対する支援に向けた取り組みがさらに進められてきております。これらのほか、地域における生活の維持および継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実に取り組みながら、障がいのある人自身の高齢化や重度化にも目を向け、引き続き『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり』を目指し、障がいのある人のニーズを踏まえた暮らしの実現や、意欲や能力(適性)に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、地域生活への移行や就労支援の充実、相談支援の連携強化、ならびに障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくものであります。

2 計画推進に向けて

(1) 地域生活支援体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすことのできる「自立と共生の地域社会づくり」のため、地域の実情に応じた地域生活支援体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合う地域づくりを進めます。

(2) 障がい者の地域生活への移行を促進

これまで入所施設サービスや入院への依存度が高い傾向にある中、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のため、施設入所者の意向を把握し、関係機関等と連携しながら、退所を希望する方々の地域生活への移行促進を図るほか、広域的・専門的な相談支援の充実や、グループホーム等の充実など居住支援(住まい)を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、入所支援から地域生活

支援への転換を促進します。

また、入院中の精神障がいのある人に対し退院支援等を行うことにより地域生活への移行の促進を図ります。

(3) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系をもつ言語であることについて、認識を広めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(4) 障がい児支援の充実

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

(5) 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が、身近な地域において必要な支援が得られるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

(6) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進め、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。

障がいのある人が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりはもとより、企業をはじめとした社会全体で就労支援に対する理解を深めることが重要です。福祉施設における就労支援につ

いて、就労移行支援事業を中心に取り組みの強化を図るとともに、地域における福祉・労働・教育等の関係機関が一体となった支援体制の下、様々な分野において、就労機会の充実、企業等との連携・協働による取り組みの推進を図ります。

(7) ライフサイクルに応じた支援の充実

乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取り組みや在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

(8) 相談支援体制の整備

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する計画相談支援等の利用者の増加に向けた更なる体制の構築が不可欠です。

このため、町は、障がいのある人やその家族等に対する相談支援事業の実施主体として、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を進めてきました。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）による運営活性化のための方策等の検討を進めます。

(9) 障がい者虐待防止、権利擁護の対策

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、障害者虐待防止センターや関係機関との連携により、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見、対応のための支援体制の強化を図ります。

また、「障害者差別解消法」にも則して、虐待や差別等の解消に取り組むなど、権利擁護の一層の推進を図ります。

(10) 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備などの取り組みの推進にあたって、身近な

地域で障がいのある人もない人もともに支えあいながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点の取り組みを進めます。

(11) 制度の普及啓発

「障害者総合支援法」の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解および協力を得ることが不可欠であり、計画の策定を通じて「障害者総合支援法」の趣旨の普及啓発を図ります。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

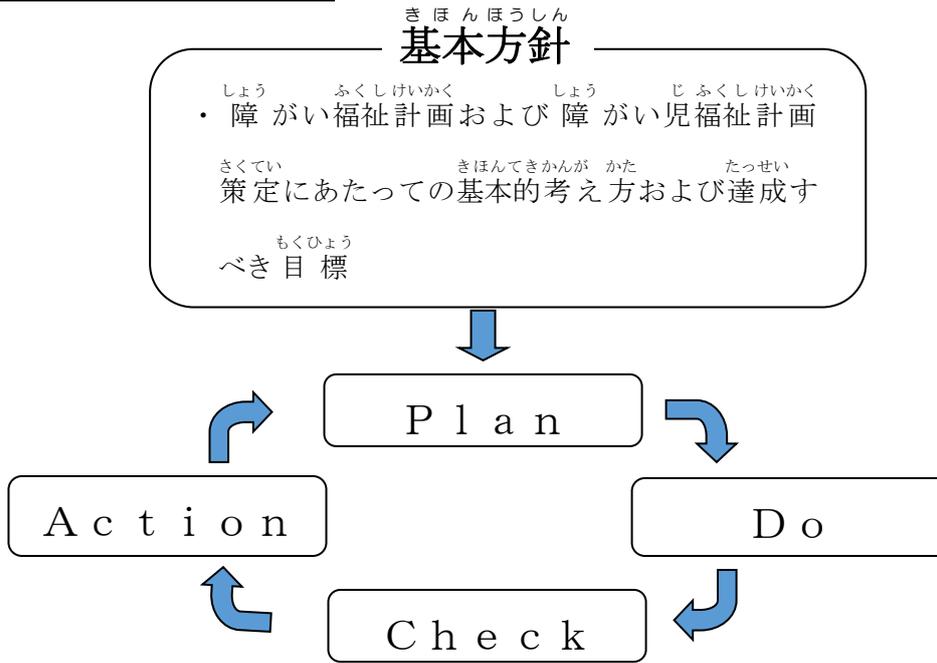
障がいのある人が地域で安心して生活するため、平常時から地域や関係機関等と情報を共有しながら、災害や感染症発生時による生活環境の変化等に対応し、必要な時に適切な支援が受けられる地域体制を構築するとともに、日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。

(13) 計画の達成状況の点検および評価

「障害者総合支援法」において、障がい福祉計画を見直すことが規定されていることを受け、この計画においては、PDCAサイクルを活用して、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況等について点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等の措置を講ずることとします。

また、障がい児福祉計画においても同様と致します。

【PDCAサイクル】のイメージ



けいかく 計画 (Plan)	基本方針に即した『成果目標』（障がい福祉サービス等 および障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る 目標）および『活動指標』（成果目標を達成するための 必要な量）
じっこう 実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、事業を実施
ひょうか 評価 (Check)	成果目標を実施した実績を把握しながら、障がい福祉 計画および障がい児福祉計画の中間評価として分析・ 評価を実施
かいぜん 改善 (Action)	考察に基づき、計画の目標や活動等を見直す

3 計画の具体的方策

I 地域生活支援体制の充実

(1) 相談支援体制の確保

「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。

○ 生活全般を支える相談支援体制の構築

- ・すべての障がいのある人を対象とした相談支援を実現するために地域の協議会（北後志地域自立支援協議会）を活用し、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- ・地域の実情に応じ、障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等に繋げるとともに、基幹相談支援センターや障がいしゃぎやくたいぼうしセンターの更なる整備について検討を進めます。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。

○ 多様なニーズに対応した生きがいづくりの推進

- ・スポーツ活動やレクリエーション活動への参加機会の拡大と交流を促進するとともに、芸術・文化活動の支援に努めます。
- ・手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など社会参加促進対策に努めます。
- ・教育機関との連携による情報提供を図り、生涯学習への参加を促進します。

○ 意思疎通支援等の強化

- ・手話通訳者の養成や資質の向上などを図るための人材育成やコミュニケーションが図りやすい環境の整備に努めます。

(3) ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化

障がいのある人が地域で暮らすためには、乳幼児期からの成長過程や環境に応じた一貫した支援が重要であり、関係機関の連携による重層的な支援が必要です。

○ 教育等関係機関との連携

- ・能力や可能性を伸ばし自立や社会参加が図られるよう、乳幼児期からの早期療育

とう む ほけんきかん きたしりべしとくべつしえんれんけいきょうぎかいとう きょういくきかん れんけい きょうか
等に向け、保健機関や北後志特別支援連携協議会等の教育機関との連携を強化し
ます。

○ **保健・医療等関係機関との連携**

ちいき せいかつ ひつよう ほけん いりよう てきせつ う かんけいき
・地域で生活するために必要な保健・医療のサービスを適切に受けられるよう関係機
かん れんけい つと
関との連携に努めます。

○ **労働等関係機関との連携**

ちいき い い はたら しゅうろうきかい かくだい きぎょう ろうどう
・地域において生き生きと働くことができるように、就労機会の拡大や、企業、労働
かんけいきかん れんけい そくしん
関係機関との連携を促進します。

○ **福祉等関係機関との連携**

ふくしどうかんけいきかん れんけい
・だれもが暮らしやすい地域づくりを推進するため、地域の協議会（北後志地域自立
しえんきょうぎかい ちゅうしん かくかんけいきかん れんけい ほか
支援協議会）を中心とした、各関係機関との連携を図ります。

(4) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

い しそつう さまた しゃかいできしょうへき かいしょう しょう うむ かか きょうせい
意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、共生する
く しゃかいじつげん もくてき ほっかいどうい しそつうしえんじょうれい もと かくしゅしきくとう と く
暮らしやすい社会実現を目的に北海道意思疎通支援条例に基づく各種施策等の取り組み
すす
を進めます。

○ **理解の促進**

しょう しょう ひと りかい ふか さまざま じょうほうばいたい かつよう
・障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、様々な情報媒体を活用し、ノ
ーマライゼーションの理念の普及を図ります。

かぞく ちいき しえんしゃ しゅうしょくさき きぎょうとう しえんしゃだんたいどう れんけい じょうほうていきょう
・家族、地域の支援者や、就職先となる企業等へ支援者団体等と連携した情報提供
しく すす
の仕組みづくりを進めます。

○ **情報提供体制の強化**

じょうほうていきょうたいせい きょうか
・情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報提供に努め、普及の
すす ほか
促進を図ります。

しょう とくせい おう たよう いしそつうしゅだん りかいそくしん ふきゅう
・障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、理解促進や普及
けいはつ ほか
啓発を図ります。

(5) 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止

しょう ひと きべつ ぎゃくたい きんし く かいしょう しょう
障がいのある人への差別や虐待を禁止し、暮らしづらさを解消するとともに、障が
ひと しょう ひと どうとう にちじょうせいかつ いとな
いのある人が障がいのない人と同等の日常生活を営むことができるようにするために、
ひつよう はいりよ ごうりてきはいりよ つと しょう ひと じ こけつてい せんたく そんちょう ふとう あつか
必要な配慮(合理的配慮)に努め、障がいのある人の自己決定や選択を尊重し、不当な扱い
とう う
等を受けることがないよう、支援することが必要です。

○ 差別等を解消するための取組の推進

- ・地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取り組みを図ります。
- ・権利擁護や暮らしづらさの解消などについて関係機関が協議し、課題を解決するという機能が十分発揮できるよう協議していきます。
- ・余市町障がい者虐待防止センターにおいて、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。

II サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実

地域生活に欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。

○ 住まいの確保

- ・障がいのある人が円滑に地域生活へ移行できるよう、グループホーム等の計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図るため、災害発生時における防災対策や、ウイルス感染症の拡大防止に努めます。
- ・障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅や入居相談について、関係機関と連携を図りながら、地域の居住資源の整備・拡充に努めます。

○ 地域生活への移行支援

- ・施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重し、地域生活への移行を支援するため、定期的な訪問や随時の対応による、適切な支援体制づくりに努めます。

(2) 日中活動サービスの充実

地域でいきいきと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

○ 日中活動の場の整備

- ・地域生活への移行や能力と適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動支援の整備を促進します。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

地域の実情に応じた事業の充実や、だれもが暮らしやすい環境づくりが必要です。

○ サービス基盤の整備

- 必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や「介護保険法」に基づく既存事業所の活用のほか、各種交付金等を活用し、地域特性を踏まえた新たな視点に立った事業を推進します。
- 移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。

○ 地域の人材育成等

- ボランティアの育成等の充実に努め、ボランティア活動を促進します。
- 子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのための多様な事業を推進します。

Ⅲ 就労支援施策の充実・強化

(1) 一般就労の促進

障がいのある人の就労を支援するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携するとともに、地域においては就業面と生活面を一体的に支援する「障がい者就業・生活支援センター」を活用した就労支援ネットワークを構築し、連携や協働を推進することが必要です。また、障がいのある人が地域で働くことに挑戦し、安定して働き続け、安心して暮らしを送るためには、支援者の支援技術の向上や就労後の定着に向けての支援および離職した場合の再就職に向けた支援など、就労機会の拡充に向けた取り組みが必要

○ 関係機関のネットワークの充実

- 就労支援ネットワーク等の構築と有効利用を図り、地域における福祉・労働・教育等の関係機関団体のネットワークづくりを進めます。

○ 多様な就労の場の確保

- 障がいのある人の適性や地域の実情に応じた働き方が可能になるよう就労継続支援事業所等を含めた働く場の確保に努めます。
- 離職者の再就職に向けハローワークを中心とした連携を図ります。

○ 農福連携の推進

- 障がいのある人の就労を促進するため、農福連携・水福連携など福祉と地場産業との連携に関する理解を図るとともに、新たな就労の場の創出と自立促進に対する支援に努めます。

○ 障がい者雇用企業への支援

- 障がい者トライアル雇用制度等を活用した、準備段階から職場定着までの一連の支

援が進むよう関係機関に働きかけます。また、障がいのある人を雇用する企業に対しジョブコーチの有効的な活用の理解促進に努めます。

- ・教育、福祉の関係機関、ハローワーク等が連携し、福祉施策、労働施策を活用した特別支援学校生への就労支援を進めます。

○ 就労定着に向けた支援の推進

- ・就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるように、解決に向けて必要な支援を行うことで、職場定着を図れる体制づくりを進めます。

○ 高齢障がい者に対する就労支援

- ・高齢障がい者の社会参加や就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを進めます。

(2) 福祉的就労の底上げ

一般就労が困難な障がいのある人が工賃と障害基礎年金等の社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃水準の向上を図るための支援が必要です。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）による就労施設等への支援のため、物品・役務（以下「物品等」）に関する情報を、町のホームページや広報紙を活用し広く周知します。

○ 工賃（賃金）の向上

- ・施設・事業所による原材料の共同購入や作業分担、営業協力等の連携体制づくりを推進します。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づく町の調達方針により、就労施設等からの物品等の調達を推進します。
- ・町のホームページを活用するなど、企業や個人に対し、就労施設等の活動および物品等の調達に関する情報の周知を図り、就労施設等への支援強化に努めます。
- ・行政機関における展示スペースの確保等による販売支援の取り組みを推進します。

IV 共生型事業の推進

障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、元気な高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働しながら

きょうせいがたじぎょう すいしん ひつよう
「共生型事業」を推進することが必要です。

○ 事業の推進

- ・ 基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、共生型事業を実施するため、「介護保険法」に基づく既存事業所の活用のほか各種交付金等を活用し、地域特性を踏まえた事業を推進します。

V 精神保健福祉・医療施策の充実

(1) 地域生活を支える体制の整備

せいしんしょう ていど ちいきせいかつ かん そうだん たいおう ほけん いりよう ふくし
精神障がい の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉
かんけいしゃ きょうぎ ぼ た かんけいきかんと れんけい しえんたいせい せいび ひつよう
関係者による協議の場やその他の関係機関等との連携による支援体制の整備が必要です。

○ 支援体制の充実

- ・ 精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」のため、相談支援を中心とする地域の実情に応じた支援体制の充実が必要です。
- ・ 入院中の精神障がいのある人への地域生活の移行を進めるためには、継続的な支援が必要であり、地域の受入体制の支援や関係機関のネットワークの充実が必要です。

○ ひきこもり者に対する相談体制の整備

- ・ ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、自立相談支援機関等の関係機関との連携強化を推進します。

○ 依存症対策の推進

- ・ 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、依存症支援体制の構築を促進します。

(2) 保健・医療の推進

しょう げんいん しつべいとう よぼう ちりょう すいしん てきせつ ほけん いりよう ていきょう ひつよう
障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療の提供が必要です。

○ 支援体制の強化

- ・ うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発や精神保健相談の実施など関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 障がいを軽減し、自立を促進するための機能訓練や、リハビリテーションへの支援体制を整備します。

○ 自立支援医療の充実

- ・精神通院医療、育成医療、更生医療を継続して受けられるよう医療機関と連携協力し、制度の周知や利用者への支援に努めます。
- ・北海道と連携し、自立支援医療の適切な提供の促進を図ります。

VI 発達障がい児(者)への対応

(1) 発達障がい児(者)支援の推進

発達障がいのある人の自立および社会参加を促進するには、適切な発達の支援および特性に応じた援助ならびにその家族に対する支援の充実が必要です。また、地域において発達障がいの正しい理解を図ることが必要です。

○ 発達障がい児(者)への支援

- ・医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携により、地域における支援体制の充実を図ります。

(2) 子どもの発達支援の推進

発達の遅れや障がいのある子どもには、子どもとしての育ちを保障していくとともに、必要な療育や適切な支援を行っていくことが必要であり、将来の自立に向けた発達を支援していく体制や身近な地域でライフステージに応じた家族を含めたトータルな支援が必要が必要です。

○ 障がいの早期発見、早期対応

- ・乳幼児健診等による障がいの早期発見に努め、専門機関との連携のもと「北後志母子通園センター」等における支援を行います。

○ 障がい児相談支援の整備

- ・相談支援事業をはじめとする地域支援機能の更なる整備について検討を進めます。

(3) 医療を必要とする在宅障がい児(者)への支援

医療的ケアや医療的ニーズを有する在宅で暮らす重症心身障がい児(者)が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域の支援体制が必要です。

○ 支援体制の充実

- ・医療ニーズを有する重症心身障がい児(者)の日中活動への参加や家族の休息

(レスパイト)の確保など、地域生活を支援する体制の整備に努めます。

- ・医療ニーズを有する在宅で暮らす重症心身障がい児(者)の受け入れを行う地域の医療機関や福祉サービス事業所等の把握と情報提供を行います。

Ⅶ 多様な人材の養成およびサービスの質の向上

(1) 人材の養成・確保

障がい福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス利用の際の相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供に係る責任者等の養成や、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、求められる人材を質・量ともに確保することが必要です。

○ 人材の養成・確保

- ・利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定関係者と相互の連携を図り、資質の向上に努めます。
- ・直接的なサービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)の地域での養成に努めます。
- ・障がいのある人の健康な生活を支援するため、保健医療関係職員の養成・確保が必要となることから、有資格未就業者など潜在している多様な人材の有効活用等に努めます。
- ・周囲とのコミュニケーションが困難な人の日常生活を支援するため、コミュニケーション確保に必要な手話通訳者等の研修を実施し養成・確保に努めます。

(2) サービスの質の向上

利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上を図ることが必要です。

○ 良質なサービスの提供

- ・利用者が適切にサービスを選択できるよう、サービス事業者の指定情報の公表を行います。
- ・障がいのある人の活動を推進し、利用者の立場に立ったサービスが提供されるよ

りようしゃ ひょうかとう けんとう
利用者によるサービス評価等について検討します。

VIII 安全確保に備えた地域づくりの推進

(1) 安全確保に備えた地域づくりの推進

ちいき あんしん く へいじょうじ さいがい しゅうだんかんせん ほっせいじ せいかつ
地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害や集団感染の発生時による生活
かんきょう へんか たいおう しょう とくせい おう しえん う たいせい
環境の変化などに対応できるよう、障がいの特性に応じた支援が受けられる体制づくり
すす
を進めます。

○ 災害等要配慮者支援策の充実・支援体制づくり

ひなんしえん じっこうせい かくほ む ひなんようしえんしゃめいぼ かつよう こべつ ひなんけいかく
・避難支援の実効性の確保に向け、避難要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の
さくてい すす かんけいきかん かんけいだんたい と く すす
策定が進むよう、関係機関や関係団体との取り組みを進めます。

さいがいじ しょう ひと じょうほうでんたつ ほうほう
・災害時における障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション方法などの
じゅうじつ しょう かつた はいりよ じょうほうほしょう ししん しゅうち はか さい
充実や、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の周知を図り、災
がい しゅうだんかんせん ほっせいじ しょう ひと しえん たいせい つと
害や集団感染の発生時における障がいのある人への支援の体制づくりに努めます。

○ 共生による地域の体制整備の推進

い しそつしえん じゅうじつ さいがい しゅうだんかんせん ほっせいじ しえんたいせい
・意思疎通支援を充実させながら、災害や集団感染の発生時における支援体制づく
すす かんせんしょう そな と く ほっかいどうしんがた
りを進めます。また、感染症に備えた取り組みについては、「北海道新型インフル
とうたいさくこうどうけいかく ふ しえんたいせい すす
エンザ等対策行動計画」を踏まえ、支援体制づくりを進めます。

さいがい しんがた かんせんしょう ほっせいじょうきょう ふ しょう しゃしえんしせつとう
・災害や新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、障がい者支援施設等に
たい ぼうさい かんせんしょうたいさく しゅうち おこな
対し防災や感染症対策について周知を行います。

かんけいぶきょく れんけい しょう しゃしえんしせつとう さいがい かんせんしょう ほっせいじ ひつよう
・関係部局と連携して、障がい者支援施設等における災害や感染症の発生時に必要な
ぶつし かんけいだんたい れんけい さいがい かんせんしょうほっせいじ しえん おうえんたいせい
物資について、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制づくりを
すす
推進します。

4 令和5年度の目標値(障がい福祉計画)

しょう ふくしけいかく ひつよう りょう みこ あ しょう ひと
障がい福祉計画において必要なサービス量を見込むに当たっては、障がいのある人の
じりつしえん かんてん ちいきせいかついこう ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび しゅうろうしえん
自立支援の観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「就労支援」と

いった課題に対応するため、北海道の障がい福祉計画策定指針における基本的方針の「考え方」と「目指す方向」に掲げる数値を基本として、次の事項について、それぞれ余市町としての数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

北海道の基本指針では、福祉施設からの地域生活移行可能者数は、令和5年度末までに、令和2年3月末の福祉施設入所者数の2.4%にあたる人が地域移行することを目指し、また、福祉施設の入所者数は令和2年3月末の施設入所者数の4.3%が減少することを目標としています。

項目	数値	備考
施設入所者数	40人	※令和2年3月末現在の施設入所者数
〔目標値〕 減少数	1人 (削減率2.4%)	※減少見込み数
〔目標値〕 地域生活移行者数	2人 (移行率4.3%)	※施設入所からグループホームや自立生活援助を 利用した地域生活への移行予定者数

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

北海道の目標は、令和5年3月の1か月間の入院者における入院後3か月時点の退院率を69%、入院後6か月時点の退院率を86%、入院後1年時点の退院率を92%としています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

北海道においては、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり)の集約等を行う拠点として、各市町村に1か所または各圏域に1か所設置することを目指しています。最終的には身近な地域での支援が可能となるよう、余市町においても地域の協議会(北後志地域自立支援協議会)等で十分な協議を行いながら整備に向けて準備します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等	1か所	※後志圏域内に1か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

北海道においては、令和元年度道内福祉施設から一般就労への移行者数は1, 113人で、第6期としては、令和元年度の1.23倍を目標としておりますが、道内の有効求人倍率は全国を下回っており、障がいのある人の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。余市町では、令和5年度末までに1人が、一般就労に移行することを目標としています。

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労者数	0人	※令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
〔目標値〕 目標年度の年間一般就労者数	1人	※令和5年度末までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数
目標年度の就労移行支援の利用者数	ふたり 2人	※令和5年度末までに就労移行支援事業所を利用する者の数

5 障がい福祉サービスの見込量

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、第5期の実績と現在の利用者数を踏まえ、障がいのある人の利用意向、サービス提供事業者の状況等を勘案した上で必要なサービス量を見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

サービスの内容

① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助、または通院の際の介助を行います。

② 重度訪問介護

重度の障がいのある人であって常時介護を要する人に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

③ 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者の外出時に同行し、視覚的情報支援や移動の援護、その他の介護を行います。

④ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障害支援区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスによる援護を包括的に
行います。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値:令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	74	665	72	672	76	664	75	750	76	760	77	770

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

③ 宿泊型自立訓練

地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し帰宅後における生活能力等の維持向上のための訓練を行います。

④ 就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、企業等への雇用、または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。

⑤ 就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。雇用契約に基づき就労や生産活動の機会を提供するサービスがA型で、雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービスがB型です。

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいがある人に、就労に伴い生じている生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑦ 療養介護

医療機関で機能訓練や療養にかかわる介護、日常生活の世話をを行います。

⑧ 短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値：令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
生活介護	73	1,477	74	1,487	75	1,517	78	1,716	78	1,716	79	1,738
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	1	22	1	22	1	22
自立訓練 (生活訓練)	1	5	1	23	1	23	1	22	1	22	1	22
宿泊型自立 訓練	2	32	2	48	2	61	2	62	2	62	2	62
就労移行 支援	3	47	2	27	3	40	3	66	3	66	3	66
就労継続 支援(A型)	1	22	2	23	2	42	3	66	3	66	3	66
就労継続 支援(B型)	68	1,293	75	1,371	86	1,490	87	1,914	87	1,914	87	1,914

しゅうろうていぢやく 就労定着 しえん 支援	0	0	1	22	1	22	5	110	5	110	5	110
りょうようかいご 療養介護 にん (人)		11		11		10		10		10		10
たんきにゅうしょ 短期入所 ふくしがた (福祉型)	2	12	3	7	1	3	3	30	3	30	3	30
たんきにゅうしょ 短期入所 いりょうがた (医療型)	2	5	1	3	0	0	3	30	3	30	3	30

(3) 居住系サービス

サービスの内容

① 自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排泄または食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値:令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助 (人)	0	0	0	5	6	8
共同生活援助 (人)	62	61	62	54	54	54
施設入所支援 (人)	41	41	40	41	40	39

せいびみこみりよう
整備見込量

くぶん 区分	だい き 第5期 じっせきち れいわ ねんど みこみりよう [実績値: 令和2年度は見込値]			だい き 第6期 けいかくち [計画値]		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
きょうどうせいかつえんじょ じん 共同生活援助(人)	54	54	54	54	54	54

れいわ ねんどまつ せいびみこみていんすう
※令和5年度末までの整備見込定員数

(4) そうだんしえん 相談支援サービス

ないよう
サービスの内容

① けいかくそうだんしえん 計画相談支援

けいかくそうだんしえん しょう ひと しょう ふくし りよう ひつよう
計画相談支援とは、障がいのある人が、障がい福祉サービスを利用するために必要
な「サービス等利用計画」の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の評価・
みなお おこな
見直し(モニタリング)を行うものです。

② ちいきいこうしえん 地域移行支援

ちいきいこうしえん しせつどう にゅうしょ せいしんかびょういん にゅういん かた ちいき
地域移行支援とは、施設等に入所または精神科病院に入院している方など、地域
せいかつ いこう じゅうてんてき しえん ひつよう かた たい ちいきせいかつ いこう
生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域生活に移行す
るための相談や必要な支援を行います。

③ ちいきていちゃくしえん 地域定着支援

ちいきていちゃくしえん にゅうしょしせつ たいしょ せいしんかびょういん たいいん かた あんてい
地域定着支援とは、入所施設から退所または精神科病院から退院した方が、安定し
ちいきせいかつ ていちゃく そうだん ひつよう しえん おこな
た地域生活に定着できるようにするための相談や必要な支援を行います。

じっせき みこみりよう
サービスの実績と見込量

くぶん 区分	だい き 第5期 じっせきち れいわ ねんど みこみち [実績値: 令和2年度は見込値]			だい き 第6期 けいかくち [計画値]		
	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
けいかくそうだんしえん じん 計画相談支援(人)	284	294	279	270	280	290
ちいきいこうしえん じん 地域移行支援(人)	1	1	1	1	1	1
ちいきていちゃくしえん じん 地域定着支援(人)	1	1	2	1	1	1

6 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものであり、市町村の必須事業として位置づけられている事業と、市町村の施策等により任意に実施する事業（地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立した日常生活や社会生活に必要なと判断される事業）があります。

必須事業

任意事業

- | | | |
|------------------|----------------|---------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑥ 意思疎通支援事業 | ① 日中一時支援事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑦ 日常生活用具給付事業 | ② 訪問入浴サービス事業 |
| ③ 相談支援事業 | ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 | ③ 福祉ホーム事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑨ 移動支援事業 | ④ 巡回支援専門員整備事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑩ 地域活動支援センター事業 | |

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民が障がいへの理解を深められるよう啓発を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人や家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート・ボランティア活動等）に対し、情報提供等の支援を行います。

③ 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提言や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に向けた相談支援体制の充実を図り、成年後見制度の申し立てに

必要な経費等を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、小樽・しりべし成年後見センターの活動を支援します。

サービスの実績と見込量

区 分		第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		あり	なし	なし	あり	あり	あり
理解促進研修 啓発事業	実施 有無	あり	なし	なし	あり	あり	あり
自発的活動 支援事業	実施 有無	なし	なし	なし	あり	あり	あり
相談支援事業	障がい者 相談支援 事業	2	2	2	2	2	2
	基幹相談 センター等 機能強化事業	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	住宅入居等 支援事業	なし	なし	なし	あり	あり	あり
成年後見制度 利用支援事業	実施 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
成年後見制度 法人後見支援事業	実施 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、音声言語機能障がい等のために意思疎通を図ることに支障がある障がいのあ
る人等の意思疎通を円滑に図るために、手話通訳者の派遣事業等を実施します。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 設置事業	なし 無	なし 無	なし 無	あり 有	あり 有	あり 有
手話通訳登録員数	10	10	10	11	11	11

⑦ 日常生活用具給付事業

重度障がい者(児)に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

給付種目

○介護・訓練支援用具: 身体介護を支援する用具

(特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器など)

○自立生活支援用具: 入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

(入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置など)

○在宅療養等支援用具: 在宅療養等を支援する用具

(透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計など)

○情報・意思疎通支援用具: 情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具

(携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭など)

○排泄管理支援用具: 排泄管理を支援する用具

(蓄便・蓄尿袋、紙おむつ、収尿器など)

○居宅生活動作補助用具: 居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を

ともな
伴うもの

サービスの実績と見込量

区 分		第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		介護・訓練支援用具	0	2	0	5	5
自立生活支援用具	4	2	1	10	10	10	
在宅療養等支援用具	3	2	3	5	5	5	
情報・意思疎通支援用具	10	6	6	5	5	5	
排泄管理支援用具	521	540	520	600	600	600	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	1	1	1	1	
合 計	538	552	397	626	626	626	

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の推進や、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための北後志地区手話奉仕員養成講座を引き続き行います。

サービスの実績と見込量

区 分	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	手話奉仕員養成研修事業	あり	あり	あり	あり	あり

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促進します。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数	実利用者数	延利用時間数
移動支援事業	27	1,634	30	887	18	626	30	1,800	30	1,800	30	1,800

⑩ 地域活動支援センター事業

通所による創作活動等の機会を提供し、障がいのある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障がいのある人への理解を促進します。

サービスの実績と見込量

事業名	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
地域活動支援センター事業	1	23	1	37	1	40	1	40	1	40	1	40
機能強化事業	0	/	0	/	0	/	1	/	1	/	1	/

任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることで、その保護者等の日中活動の場や一時的な休息を提供し、また、障がいのある人自身の社会適応訓練等を実施します。

サービスの実績と見込量

事業名	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
日中一時 支援事業	7	11	7	14	7	6	5	10	5	10	5	10

② 訪問入浴サービス事業

家庭において自力または介護者のみでは入浴が困難な重度の障がいのある人の健康維持と家族の負担軽減のため、自宅に訪問し、移動入浴車での入浴を行う事業です。

サービスの実績と見込量

事業名	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
訪問入浴サービス事業	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

③ 福祉ホーム事業

住居を求めているが、家庭環境や住宅事情等により、居宅での生活が困難な障がいのある人（常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）について、低額な料金で居室やその他の設備を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

サービスの実績と見込量

事業名	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
福祉ホーム事業		0		0		0		1		1		1

④ 巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、障がいの早期発見・早期対応のための支援を行います。

サービスの実績と見込量

事業名	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(延)	利用者数(延)	利用者数(延)	利用者数(延)	利用者数(延)	利用者数(延)
巡回支援専門員整備事業	11	14	24	30	35	40

7 障がい児支援の提供体制(障がい児福祉計画)

障がいのある子どもの支援を行うに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちの支援をすることが必要です。「子ども・子育て支援法」に基づく、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、「児童福祉法」に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から保健、医療、保育、教育、就労支援機関等とも連携を図った上で、障がいのある子どもとその家族に対して、ライフステージに沿った切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

北海道の障がい児福祉計画策定指針における基本方針に基づき、余市町としての数値目標を設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

北海道の基本指針では、令和5年度末までに、障がい保健福祉圏域内に1か所以上の児童発達支援センターおよび保育所等訪問支援事業所の設置を基本とし、保育所等訪問支援できる体制を構築することを目標としています。また、圏域に主に重症心身障が

い児支援児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

項目	数値	備考
児童発達支援センター等	1か所	※後志圏域内に1か所

(2) 障がい児通所支援サービス

サービスの内容

① 児童発達支援

療育指導が必要と判断された児童を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、児童の身体および精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもを対象に、知識や技能の付与等の訓練および治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

在学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

④ 保育所等訪問支援

事業所の専門的スタッフが保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

⑤ 居宅訪問型児童発達

外出することが困難な重度障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活に

おける基本的動作の指導、知識や技能の付与等を提供します。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]						第6期 [計画値]					
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月	人	日/月
児童発達支援	20	119	29	171	30	194	36	360	36	360	36	360
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10
放課後等デイサービス	49	537	52	535	57	595	60	1,320	60	1,320	60	1,320
保育所等訪問支援	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10	1	10
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10

⑥ 障がい児相談支援

障がい児相談支援とは、障がいのある子どもが、障がい児通所支援サービスを利用するために必要な「障害児支援利用計画」の作成、および支給決定後の障害児支援利用計画の評価・見直し（モニタリング）を行います。

サービスの実績と見込量

区分	第5期 [実績値: 令和2年度は見込値]			第6期 [計画値]		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	障がい児相談支援(人)	54	58	57	60	60

(3) 子どもの発達支援の充実

難聴がある子どもについては、早期に聞こえにくさに気づき、適切な支援を行うため、新生児聴覚検査から療育につなげる取り組みを進めます。